

【公布された条例等のあらまし】

● 徳島県危機管理環境関係手数料条例等の一部を改正する等の条例（条例第三十四号）

一 次に掲げる条例について、組織の再編に伴う所要の整理を行うこととした。

1 徳島県危機管理環境関係手数料条例

2 徳島県経営戦略関係手数料条例

3 徳島県未来創生文化関係手数料条例

4 徳島県商工労働観光関係手数料条例

二 徳島県政策創造関係手数料条例は、廃止することとした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

四 徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第二号）及び徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例について、所要の整理を行うこととした。

● 徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例を廃止する条例（条例第三十五号）

一 徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例は、廃止することとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）

一 警察官の階級のうち警視又は警部であつて、当該職を占める職員の退職の日に限り臨時的に置かれる職は、管理監督職としないこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十七号）

一 選定療養である後発医薬品がある新医薬品等の処方等又は調剤を受ける場合の使用料の額を定めることとした。

二 徳島県立中央病院に腎臓内科、呼吸器外科、消化器外科、乳腺・内分泌外科及びリハビリテーション科を新設するとともに、放射線科を放射線診断科及び放射線治療科に分離することとした。

三 徳島県立三好病院及び徳島県立海部病院にリハビリテーション科を新設することとした。

四 その他所要の整理を行うこととした。

五 この条例は、令和六年十月一日から施行することとした。ただし、二、三及び四の一部については、公布の日から施行することとした。

● 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）

一 過疎地域内又は準過疎地域内における県税の課税免除の要件に係る製造業等の用に供する設備の取得等の期限を、令和九年三月三十一日までとすることとした。

二 その他所要の整理を行うこととした。

三 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和六年四月一日から適用することとした。

● 地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（

条例第三十九号)

- 一 地方活力向上地域内における県税の課税免除及び不均一課税の要件に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限を、令和八年三月三十一日までとすることとした。

- 二 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和六年四月一日から適用することとした。

● **徳島県観光スポーツ文化関係手数料条例**（条例第四十号）

- 一 組織の再編により観光スポーツ文化部が設置されたことに伴い、観光スポーツ文化関係の事務に係る手数料について定めることとした。

- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県こども未来関係手数料条例**（条例第四十一号）

- 一 組織の再編によりこども未来部が設置されたことに伴い、こども未来関係の事務に係る手数料について定めることとした。

- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例**（条例第四十二号）

- 一 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における職員配置の要件を改めることとした。

- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

- 三 一について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例**（条例第四十三号）

- 一 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例**（条例第四十四号）

- 一 次に掲げる条例について、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の整備を行うこととした。

- 1 徳島県薬物の濫用の防止に関する条例

- 2 徳島県保健福祉関係手数料条例

- 二 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、三の一部については、公布の日から施行することとした。

- 三 一の2について、所要の経過措置を講ずることとした。

● **介護保険法施行条例の一部を改正する条例**（条例第四十五号）

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う所要の整理を行うこととした。

- 二 その他所要の整備を行うこととした。

- 三 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例**（条例第四十

六号)

- 一 大規模な災害として警察本部長が定める災害に係る作業に従事した場合の災害警備等手当の額を定めることとした。
- 二 警察職員が日没時から日出時までの間に災害警備等の作業に従事した場合等の災害警備等手当の額について、加算措置を定めることとした。
- 三 災害警備等手当の支給要件を改めることとした。
- 四 その他所要の整備を行うこととした。
- 五 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和六年一月一日から適用することとした。

● **徳島県危機管理環境関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第四十六号）

- 一 徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県政策創造関係手数料条例施行規則を廃止する規則**（規則第四十七号）

- 一 徳島県政策創造関係手数料条例施行規則は、廃止することとした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県経営戦略関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第四十八号）

- 一 徳島県経営戦略関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県行政組織規則の一部を改正する規則**（規則第四十九号）

- 一 大麻取締法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

● **徳島県事務委任規則の一部を改正する規則**（規則第五十号）

- 一 生活保護法並びに徳島県危機管理環境関係手数料条例及び徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則**（規則第五十一号）

- 一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

- 二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令の施行に伴う所要の整理を行うこととした。

- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県未来創生文化関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第五十二号）

- 一 徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした

。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県計量法関係手数料規則及び徳島県技能検定実技試験手数料規則の一部を改正する規則（規則第五十三号）**

一 次に掲げる規則について、徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

1 徳島県計量法関係手数料規則

2 徳島県技能検定実技試験手数料規則

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十四号）**

一 徳島県危機管理環境関係手数料条例等の一部改正並びに徳島県観光スポーツ文化関係手数料条例及び徳島県こども未来関係手数料条例の制定に伴う所要の整理を行うこととした。

二 徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、二及び四の一部については、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

四 二について、所要の経過措置を講ずることとした。